

国立民族学博物館データベース等取扱規則

平成16年4月6日
規則第 34 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）に勤務する職員が作成したデータベース及びプログラムに係る権利の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「データベース」とは、文献、数値、画像その他の情報の集合物であって、それらの情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

- 2 この規則において「プログラム」とは、コンピュータを機能させて一つの結果を得ることができるように、これに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。
- 3 情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するデータベースは、「データベースの著作物」として保護し、その著作権を「データベースの著作権」と呼ぶ。
- 4 前項は、データベースの部分構成する著作物の著作権の権利に影響を及ぼさない。
- 5 データベースの情報を読み取り、検索・表示・抽出・並べ替えなどの処理を行うプログラムは、「データベースの著作物」ではなく「プログラムの著作物」として扱う。

(権利の帰属)

第3条 職員が、人間文化研究機構（以下「機構」という。）又は機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の発意に基づき職務上作成するデータベースで、機構又は機関名義の下に公表するものの著作権は、その作成時に別段の定めがない限り、機構又は機関とする。

- 2 著作権者が著作権を機構又は機関に譲渡することを申し出たデータベース及びその成果の著作権が機構又は機関に帰属することを条件として機構又は機関から受けた研究助成の成果であるデータベースの著作権は、機構又は機関に帰属するものとする。
- 3 機構又は機関が契約当事者である共同研究、受託研究の契約に基づき、著作権が機構又は機関に帰属する、あるいは共有するものとされたデータベースに係る著作権は、機構又は機関に帰属する、あるいは共有するものとする。共有する場合において、当該著作権の持分については、双方が協議のうえ、適切に定めるものとする。
- 4 前三項の場合及び別途の契約あるいは覚書のもとに作成された場合を除き、職員が作成したデータベースに係る著作権は、当該職員に帰属するものとする。

(科学研究費補助金研究成果公開促進費に係るデータベース)

第4条 科学研究費補助金研究成果公開促進費を受けてデータベースを作成した職員は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学及び国立大学共同利用機関並びに独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第3条に規定する国立高等専門学校の情報処理関係施設等において、当該データベースを複

製し、利用することを無償で許諾するものとする。

(データベースの公開)

第5条 職員は、第2条に規定するデータベースを本館のコンピュータ・システムを用いて公開するときは、情報運営会議の承認を得なければならない。

なお、著作権者が持つ公衆送信権、送信可能化権、データベースの複製権などの利用については、本館と覚書等を交わすものとする。

2 前項の承認を得た職員は、当該データベースの著作権者や構成等に大きな変更があった場合には、情報運営会議等にすみやかに届け出るものとする。

3 当該データベースの公開を中止する場合については、本館と当該データベース著作権者との協議によるものとする。

(本館外の者が作成に協力するデータベースの取扱い)

第6条 職員が本館外の者の協力を得て作成するデータベースについては、あらかじめ当該協力者の承諾を得て、この規則により取り扱うものとする。

(プログラムへの準用)

第7条 第3条、第5条及び第6条の規定(第5条及び第6条中、第4条に係る部分を除く。)は、職員の作成に係るプログラムに、これを準用する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。